

駒草の郷 短期入所生活介護事業所 利用料金表

短期入所生活介護利用料（1割負担）

（単位；円）

利用料項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費	684	751	824	892	959
看護体制加算（Ⅰ） ※2	4	4	4	4	4
看護体制加算（Ⅱ） ※3	8	8	8	8	8
食 費 ※1	1,380（朝食400 昼食520 夕食460）				
滞 在 費 ※1	1,970	1,970	1,970	1,970	1,970
1日あたりの利用料金	4,046	4,113	4,186	4,254	4,321
送迎加算（片道） ※4	184	184	184	184	184
療養食加算 ※5	1食あたり 8	1食あたり 8	1食あたり 8	1食あたり 8	1食あたり 8
若年性認知症利用者受入加算 ※6	120	120	120	120	120
認知症行動・心理症状緊急対応加算 ※7	200	200	200	200	200
緊急短期入所受入加算 ※8	90	90	90	90	90
介護職員処遇改善加算（Ⅰ） ※9	介護サービス費の合計の1,000分の83				

短期入所生活介護利用料（2割負担）

（単位；円）

利用料項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費	1,368	1,502	1,648	1,784	1,918
看護体制加算（Ⅰ） ※2	8	8	8	8	8
看護体制加算（Ⅱ） ※3	16	16	16	16	16
食 費 ※1	1,380（朝食400 昼食520 夕食460）				
滞 在 費 ※1	1,970	1,970	1,970	1,970	1,970
1日あたりの利用料金	4,742	4,876	5,022	5,158	5,292
送迎加算（片道） ※4	368	368	368	368	368
療養食加算 ※5	1食あたり 16	1食あたり 16	1食あたり 16	1食あたり 16	1食あたり 16
認知症行動・心理症状緊急対応加算 ※7	400	400	400	400	400
緊急短期入所受入加算 ※8	180	180	180	180	180
介護職員処遇改善加算（Ⅰ） ※9	介護サービス費の合計の1,000分の83				

短期入所生活介護利用料（3割負担）

（単位；円）

利用料項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費	2,052	2,253	2,472	2,676	2,877
看護体制加算（Ⅰ） ※2	12	12	12	12	12
看護体制加算（Ⅱ） ※3	24	24	24	24	24
食 費 ※1	1,380（朝食400 昼食520 夕食460）				
滞 在 費 ※1	1,970	1,970	1,970	1,970	1,970
1日あたりの利用料金	5,438	5,639	5,858	6,062	6,263
送迎加算（片道） ※4	552	552	552	552	552
療養食加算 ※5	1食あたり 24	1食あたり 24	1食あたり 24	1食あたり 24	1食あたり 24
認知症行動・心理症状緊急対応加算 ※7	600	600	600	600	600
緊急短期入所受入加算 ※8	270	270	270	270	270
介護職員処遇改善加算（Ⅰ） ※9	介護サービス費の合計の1,000分の83				

- ※1 介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された食費、滞在費の額（1日当たり）のご負担となります。
食費（第3段階 650 第2段階 390 第1段階 300）
滞在費（第3段階 1,310 第2段階 820 第1段階 820）
- ※2 常勤の看護職員を1名以上配置している施設で算定する加算です。1日につき算定します。
- ※3 常勤の看護職員を2名以上配置している施設で、オンコール体制により看護職員と24時間連絡できる体制を確保している施設で算定する加算です。1日につき算定します。
- ※4 送迎を利用された場合、片道につき加算されます。
- ※5 利用者の方の病状等に応じて、食事せんに基づき、糖尿病食、腎臓病食等を提供した場合、1食につき（朝食、昼食、夕食ごと）算定します。
- ※6 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、利用者の特性やニーズに応じたサービスを行った場合、1日につき算定します。
- ※7 利用者の方に「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急に短期入所生活介護が必要であると医師が判断した場合であって、介護支援専門員、受け入れ事業所の職員と連携し、利用者又は家族の同意の上、利用を開始した場合、利用を開始した日から7日を限度として、1日につき算定します。
- ※8 利用者の方の状態や家族等の事情により、計画的に行うこととなっていない短期入所生活介護を緊急に行った場合、利用を開始した日から7日（家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日）を限度として、1日につき加算します。
- ※9 1月あたりの介護サービス費の合計の1,000分の83にあたる金額が1月分の利用料に加算されます。

その他の料金

(単位；円)

理美容代		電気代	
カット（女性）	1,900	テレビ（1ヶ月分）	300
顔そり（女性）	1,900	冷蔵庫（1ヶ月分）	1,270
カットと顔そり（女性）	2,200	電気毛布（1ヶ月分）	240
調髪と顔そり（男性）	2,500	文書料	
丸刈りと顔そり（男性）	2,300	簡易な証明書	1,000
調髪（男性）	2,200	入所証明書	3,000
丸刈り（男性）	2,000	ドライクリーニング	実費相当額
パーマ	4,300	インフルエンザ予防接種料	実費相当額
白髪染め	2,800		

介護予防短期入所生活介護利用料（1割負担）

（単位；円）

利用料項目	要支援1	要支援2
介護サービス費	514	638
食費 ※1	1,380（朝食400 昼食520 夕食460）	
滞在費 ※1	1,970	1,970
1日あたりの利用料金	3,864	3,988
送迎加算（片道） ※2	184	184
療養食加算 ※3	1食あたり 8	1食あたり 8
若年性認知症利用者受入加算 ※4	120	120
認知症行動・心理症状緊急対応加算 ※5	200	200
介護職員処遇改善加算（I） ※6	介護サービス費の合計の1,000分の83	

介護予防短期入所生活介護利用料（2割負担）

（単位；円）

利用料項目	要支援1	要支援2
介護サービス費	1,028	1,276
食費 ※1	1,380（朝食400 昼食520 夕食460）	
滞在費 ※1	1,970	1,970
1日あたりの利用料金	4,378	4,626
送迎加算（片道） ※2	368	368
療養食加算 ※3	1食あたり 16	1食あたり 16
認知症行動・心理症状緊急対応加算 ※5	400	400
介護職員処遇改善加算（I） ※6	介護サービス費の合計の1,000分の83	

介護予防短期入所生活介護利用料（3割負担）

（単位；円）

利用料項目	要支援1	要支援2
介護サービス費	1,542	1,914
食費 ※1	1,380（朝食400 昼食520 夕食460）	
滞在費 ※1	1,970	1,970
1日あたりの利用料金	4,892	5,264
送迎加算（片道） ※2	552	552
療養食加算 ※3	1食あたり 24	1食あたり 24
認知症行動・心理症状緊急対応加算 ※5	600	600
介護職員処遇改善加算（I） ※6	介護サービス費の合計の1,000分の83	

- ※1 介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された食費、滞在費の額（1日当たり）のご負担となります。
食費（第3段階 650 第2段階 390 第1段階 300）
滞在費（第3段階 1,310 第2段階 820 第1段階 820）
- ※2 送迎を利用された場合、片道につき加算されます。
- ※3 利用者の方の病状等に応じて、食事せんに基づき、糖尿病食、腎臓病食等を提供した場合、1日につき（朝食、昼食、夕食ごと）算定します。
- ※4 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、利用者の特性やニーズに応じたサービスを行った場合、1日につき算定します。
- ※5 利用者の方に「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急に短期入所生活介護が必要であると医師が判断した場合であって、介護支援専門員、受け入れ事業所の職員と連携し、利用者又は家族の同意の上、利用を開始した場合、利用を開始した日から7日を限度として、1日につき算定します。
- ※6 1月あたりの介護サービス費の合計の1,000分の83にあたる金額が1月分の利用料に加算されます。

その他の料金

(単位；円)

理美容代		電気代	
カット（女性）	1,900	テレビ（1ヶ月分）	300
顔そり（女性）	1,900	冷蔵庫（1ヶ月分）	1,270
カットと顔そり（女性）	2,200	電気毛布（1ヶ月分）	240
調髪と顔そり（男性）	2,500	文書料	
丸刈りと顔そり（男性）	2,300	簡易な証明書	1,000
調髪（男性）	2,200	入所証明書	3,000
丸刈り（男性）	2,000	ドライクリーニング	実費相当額
パーマ	4,300	インフルエンザ予防接種料	実費相当額
白髪染め	2,800		